

公益通報に関する規程を制定

当協議会では12月3日の理事会におきまして、「公益通報に関する規程」を審議し決議されました。

この規定は、公益通報者保護法に基づいた措置をとるため、当協議会関係者、会員校関係者、その他検定試験受験者等からの、協議会の運営する事業に係る、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を、適正に処理する仕組みを定め、もって、法令違反行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス態勢の強化に資することを目的としています。

通報者等が相談または法令違反行為等を電子メール・FAX・書面で通報しよう、とする場合、原則として「[公益通報書](#)」を提出してください。公益通報書は、当ホームページの「[各種手続き](#)」に掲載しています。